

・議事（2） 介護支援ボランティアポイント事業の拡充について

1 協議の趣旨

介護支援ボランティアポイント事業におけるポイントの付与については、現在、介護保険事業所および施設に限定しているが、地域の担い手の創出や互助の強化の観点から、当事業を拡充することを考えている。

このため、当事業のどの部分を、どの程度拡充するのが妥当と考えるか、意見を伺いたい。なお、現行の制度概要は、下記のとおりである。

・介護支援ボランティアポイント制度概要

①ボランティアによりポイントを得られる者	市内に居住する65歳以上の被保険者（要介護認定者等を除く）
②活動場所	介護保険事業所（訪問・福祉用具サービス事業所を除く）
③対象となる活動	市内の介護保険事業所・介護保険施設でのボランティア活動（話し相手・レクリエーションの手伝い・配膳の手伝い など）
④ポイント付与方法	介護保険事業所・介護保険施設の職員が、スタンプで手帳に押印
⑤ポイントの上限	1時間につき1ポイント、1日2ポイントが上限
⑥ポイントの換金	1ポイント100円、年5,000円が上限 ※10ポイント未満の場合は換金しない
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国 25% ・道 12.5% ・市 12.5% ・第1号保険料（65歳以上） 22% ・第2号保険料（40歳～64歳） 28%

2 論点

ポイントを得られる者の範囲や、対象となる活動等の拡充について、自由に意見を述べていただきたい。